

令和5年度国民健康保険重症化予防事業に係る業務委託仕様書

1 業務名

国民健康保険重症化予防事業に係る業務委託

2 目的

本市における特定健診結果の内、収縮期高血圧値が130以上の人の割合を令和2年から令和4年を経年比較してみると、50.9%、50.2%、49.0%とほぼ横ばい状態であり、これを県と比較すると、本市が常に1～2ポイント高い状況である。

医療費の内、高血圧症が占める割合は6.9%、6.5%、6.5%と横ばいであるが、高血圧症の合併症でもある慢性腎臓病（透析あり）は8.5%、9.8%、10.5%と増加傾向にある。

このような現状を背景に、本市が実施した高血圧に関する保健事業についてPDCAサイクルに沿って評価し、健康課題を抽出すること及び優先的に取り組むべき保健事業について提案すること。

また、第Ⅱ期湖西市国民健康保険保健事業実施計画（以下、「第Ⅱ期計画」という）の評価と第Ⅲ期湖西市国民健康保険保健事業実施計画（以下、「第Ⅲ期計画」という）の保健事業について提案すること。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

《スケジュール》

令和5年

8月 データ分析（令和4年度までのデータヘルス計画の評価含む）

優先的に取り組む対象者の選定（4月～6月特定健診受診者）

8月下旬 対象者への保健指導開始

～2月 （委託者：対象者抽出後随時データを情報提供）

11月 重症化予防事業実施報告（8月～11月実施分）と次期データヘルス計画の保健事業についての提案書提出

令和6年

3月 重症化予防事業実施報告書提出

4 業務内容

(1) 本市の健康課題抽出のための高血圧重症化予防事業の実施

① 対象者の優先順位付け

令和5年度特定健康診査の結果、Ⅱ度～Ⅲ度の高血圧であり、委託者と受託先の保健師で検討の結果、優先的に取り組むべき対象者と判断された者。

② 受診勧奨・保健指導

以下の対象者に受診勧奨と保健指導を行う。

- ア 未受診者（治療中断者を含む）
- イ 治療中の者

③ その他

- ・該当以外の検査項目についても、市の担当者と相談の上、必要な保健指導を行う。
- ・保健指導に使用する書類の様式について
保健指導に必要な書類については、市で使用している様式を元に委託者と相談し、作成する。また、データをメールで委託者に提出する。
- ・委託者と受託者との打ち合わせについて
データの活用だけでなく質的なデータも活用するため、委託者との意見交換をする。また、進捗状況を確認し、短期でPDCAサイクルを回し、事業の効果を高めるために、受託者との打ち合わせを随時実施する。

(2) 第Ⅱ期データヘルス計画の評価と第Ⅲ期データヘルス計画の保健事業についての提案

ア 令和4年度までのデータヘルス計画の評価

- ・データの読み取り
- ・市職員との意見交換（質的データについても聞き取る）
- ・結果のまとめ資料作成

イ 次期データヘルス計画の保健事業についての提案

- ・データの読み取り
- ・市職員との意見交換4回
- ・目標及び評価指標と評価項目の設定
- ・保健事業の実施内容と優先順位の検討
- ・結果のまとめ資料作成

5 事業の目標値と評価

(1) アウトプット

対象者は、70%以上の者の状況を把握する。

(2) アウトカム

受診や治療が必要な者については、70%以上の者が受診する。

6 事業の報告書について

令和6年3月29日（金）までに事業の報告書を市に提出する。

7 成果物の提出

次について電子媒体（CD-R）と紙媒体を提出する。

① 分析結果報告書

- ・令和4年度までのデータヘルス計画の評価
- ・保健指導実施後から見えた健康課題
- ・今後の保健事業の指標等の提案

② 保健事業対象者及び実施者リスト

8 受託者の業務体制

受託者は、業務の遂行にあたって責任者及び担当者を配置し、委託者からの指示に速やかに対応できるようにすること。また、委託者が要請する緊急の連絡や協議等には迅速に対処すること。

本業務の実施にあたっては、本市の意思、目的及び実施している保健事業等を十分理解した上で経験豊富な国民健康保険の保健事業に精通した者を定め、かつ、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行わなければならない。また、業務にあたっては、厚生労働省等の動向や各種学会等のエビデンス等を踏まえた医学的知見に基づきおこなうこと。

9 個人情報保護

受注者はプライバシーマーク、ISO27001又はISMSを取得していること。また、本市が提供する個人情報及び事業によって発生する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ主要な部分を除き、あらかじめ本市の承諾を得た場合にはこの限りでない。

11 支払方法

完了届の提出による検査終了後、請求書の提出により一括で支払う。

12 その他の留意事項

- (1) 本事業は、湖西市業務委託契約約款に基づき履行する。
- (2) 受託者は、本事業の目的や意図を十分理解した上で、誠意をもって業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、担当部局と随時連絡調整を図り、業務を遂行すること。
- (4) 本業務委託により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含め全てを本市に帰属するものとし、本市の承諾を得ずに使用又は貸与しないこと。

- (5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するために提供された資料は、本業務完了後全て返還するとともに、コンピューター等に登録された情報を完全に消去すること。なお、受託者は、一連の作業終了後に、完全に消去したことを完了した旨を書面により提出すること。
- (7) この他、契約書、仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合及び契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、本市と協議の上定める。

13 その他、仕様書に記載されていない事項について

業務を実施するにあたり、この仕様書に定めていない事項についての検討が必要な場合は、随時、市と相談の上決定し、業務の実施に支障が出ないようにすること。